

高専機構特別措置による 前期授業料免除について

全学年対象（専攻科含む）

標記のことについて、下記のとおり平成29年度前期授業料免除の申請を受け付けますので、希望者は学生課学生係まで書類を取りに来てください。

記

1. 対象者：
 - ①高等学校等就学支援金制度の対象となる1～3年生のうち、授業料の全額が支援されない者で、前期授業料の納付期限前6ヶ月以内において、当該学生の学資を主として負担している者が死亡し、又は学生若しくは学資負担者が風水害等の災害を受けた者（本科1～3年生のみ）
 - ②高等学校等就学支援金制度の36月の支給上限期間を超える等の理由で、当該制度の対象とならない3年生以下の者で、経済的理由により授業料の納付が困難であり、かつ学業優秀である者（本科1～3年生のみ）
 - ③高等学校等就学支援金制度の対象となる1～3年生以外の者で、前期授業料の納付期限前6ヶ月以内において、学資負担者の失職等により著しい家計の急変があった者（全学年）
 - ④高等学校等就学支援金制度の対象となる1～3年生のうち、課税証明書が発行されない等の理由により、保護者の所得に応じた就学支援金の加算が当該制度では申請できない者で、かつ、学業優秀と認められる者
2. 提出書類：授業料免除申請書
3. 提出期限：**平成29年3月31日（金）**
4. 提出先：学生課学生係
5. 備考：
 - ・申請書を提出した学生には、後日その他必要書類の提出について案内します。
 - ・平成28年10月1日以降に懲戒処分（停学以上）を受けた者は対象となりません。

平成29年 2月 9日

学 生 課 学 生 係

掲示期間：3月31日（金）まで